

平成 30 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 7 月 25 日（水） 午後 1 時 00 分～午後 1 時 35 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 4 農地法第 5 条届出書の受理について

- 議第 15 号 非農地証明願いについて
- 議第 16 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭			8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ			12	土門健太郎
		14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
7	菅原 幸男	11	榊原 一男	13	荒生あや子		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 3 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (1 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
北部	高橋 正人						

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 7 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告ですが、懲罰正副委員長とも欠席のため、私から報告いたします。</p> <p>欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で、3 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p> <p>続きまして、総会開催にあたり会長よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>お忙しい中、ご苦労様です。</p> <p>ここ数年、毎年のように 7 月上旬大雨の被害があります。昨年は九州を中心に北海道までありましたけれども、今年は四国を含む瀬戸内海周辺での集中的な大雨が甚大な被害をもたらしました。テレビで見ますと、地元の住民の話では、今までに経験したことのない大雨だと話してました。土砂崩れもそうですし、堤防の決壊もそうですし、家も流され、ほ場にも土砂の堆積があり、時間がかかるかと思いますが早い復興を願っております。</p> <p>それから、新聞に今年の米の価格について書いてありました。昨年同様の価格で取引になるそうです。基準価格については収穫時期に、上下 10% 程度の変動はあるようなものの、大きく変わることはないとの見方ようです。最近の米の価格については、数年前に比べたら若干は高い価格ではありますけれども、私たち農家にとってはありがたいことでもあります。このまま維持してもらいたいものです。</p> <p>今日は、総会終了後、農地パトロールがありますが、特に山砂採取のところに關しては、これからのこともありますので良く調査してきましょう。</p> <p>それでは、本日の総会に提出された案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 12 番土門健太郎委員、14 番菅原善悦委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>はじめに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>事務局長</p>	<p style="text-align: center;">(報告事項、朗読説明)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。</p>

	<p>報告事項1.農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計5件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号24 計15筆、24,495㎡ 番号25 計10筆、20,817㎡ 番号26 計11筆、30,655㎡ 番号27 計3筆、10,014㎡ 番号28 計16筆、21,516㎡</p> <p>以上5件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項2.解約について、説明いたします。 番号3 計1筆84㎡ 解約の事由は、収用のためです。 続きまして、報告事項3.農地法第18条第6項の規定による通知受理について、説明いたします。こちらについては差替えがございますので、こちらをご覧ください。 番号9 計1筆、507㎡ 解約の事由は、第三者への利用権設定のためです。 番号10 計1筆、128㎡ 解約の事由は、収用のためです。 続きまして、報告事項4.農地法第5条届出書の受理について、説明いたします。 番号1 計2筆、1,710㎡ 資材置場として利用するため届出したものです。 申請地は、酒田都市計画区域（西遊佐地区）の市街化区域内農地で、準工業地域に用途指定されています。 補足説明資料の3頁以降に資料を掲載しております。 農地法施行令により市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に届出を行えば転用許可は不要となっており、法令で定められた要件を満たしているため受理相当と思われます。 通常の農地転用ですと山形県知事の許可が必要なわけですが、今回は届出をすれば転用が可能ということでもあります。 その違いですが、今回の酒田都市計画区域の西遊佐地区は、市街化を進める区域の市街化区域と市街化を抑制する区域の市街化調整区域に分けられておりまして、線引き都市計画区域となります。役場があるあたりも都市計画区域であり、用途地域は指定されておりますが、市街化区域、市街化調整区域の線引きはされておらず、非線引きの都市計画区域となります。従いまして、今回の案件は許可不要というものであります。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (10番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10番伊原ひとみ委員	<p>報告事項4について、差支えがなければ、資材置場となっておりますが、どのようなものを置くのかお聞かせいただければと思います。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>高速道路の工事しておりますが、そういったところで使う鉄板、コンテ</p>

	ナ、鉄パイプ、仮設のレンタルトイレ、重機などを置きたいということがあります。酒田の方の現場でも使うようなものだということでした。
議長	他にありましたら、よろしく願いいたします。 (質問、意見無し) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 15 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 1 頁、補足説明資料は 9 頁をご覧ください。 番号 1 計 1 筆、429 m ² 申請地は平成 3 年に農地と認識しないで居宅を新築し、また同年には車庫・物置を曳家し、隣地と併せ、約 26 年間宅地として一体利用しております。家庭菜園ということで利用しておりますが、自宅の裏で大型農機も入れず、西側は道路敷きの法面となっております。屋敷内の土地の一部を利用して自家用の野菜などを栽培している菜園も宅地として取り扱うこととなっております。 現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思えます。 19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、高橋正樹委員、池田推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。 以上です。
議長	それでは番号 1 について、1 番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)
1 番齋藤誠喜委員	7 月 19 日に現地調査を行いました。基準書の 1 頁に位置図がありますが、345 号の脇というような位置になっております。字限図ですが、申請地の半分ほどが宅地の課税になっております。2 頁の写真ですが、①が宅地の方から申請地を撮った写真で、下が 345 号側から撮った申請地となります。 下の写真で、ここが菜園として利用されておまして、大変良く管理されておりました。 申請地の半分に建物が建っていて、農地には復元できないということで、菜園のところを非農地とするのはどうかと思いましたが、申請地を一体としてみれば、半分が農地には復元できないということで、仮に非農地としてみた場合でも、他の農地に悪い影響を与えるということもないし、これからも宅地内で菜園として利用していくのだと思えます。 一体としての利用ということで、非農地としても良いのではないかと見てまいりました。 以上です。
議長	次に 9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。 (9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9 番今野一彦委員	今、部会長が説明したとおりです。 私も非農地として認めても問題ないと判断してまいりました。

	以上です。
議長	次に5番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。 (5番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
5番高橋正樹委員	私も部会長と同じ意見です。 以上です。
議長	次に池田推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (池田推進委員が挙手し、議長が指名する)
池田龍介推進委員	私も部会長と同じで、非農地として認めても問題ないのかなと見てまいりました。 確かに立派な畑がありましたけれども、半分くらい食い込んでいるということで認めてもいいかなと、そんな風に思っ見てまいりました。 以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
6番川俣義昭委員	今、説明聞きましたけれども、そのまま家庭菜園として続けていくのであれば、分筆をして建物が建っているところだけを非農地証明するという方法などは選択肢としてはどうでしょうか。本人としては不都合なことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	一筆すべて宅地にならないと融資をまるまる受けられないということだと思います。
議長	他にありますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第15号 非農地証明願いについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第15号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第16号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は3頁をご覧ください。 農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号6 計1筆、115㎡ 現地調査は、佐藤会長代理より行っていただきましたので、このあと現地調査報告をお願いします。

	<p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 6 について、15 番佐藤重一会長代理より、現地調査の報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 佐藤重一委員	<p>7 月 8 日に現地を調査してきました。 この件は行政書士を介したもので、譲渡人が、もう作れないから、何とか作れる人にとということでしたので、現地を見てきました。 一応、草刈りはしてはしておりましたが、また若干草が伸びてきたという状況です。譲受人はこの集落の人ではありませんが、昨年 11 月にも斜線部分を譲り受けてまして、管理してくれるということでしたので問題ないかなと見てまいりました。 以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、質疑を終了し採決いたします。 議第 16 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 16 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明申し上げます。審査基準書は 4 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(2)利用権設定は再設定が 1 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 (2)利用権設定 番号 27 計 4 筆、5,049 m² 期間は 10 年、単価は田が 19,000 円、畑が 2,000 円です。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>7 月 19 日に、202 会議室で 7 名中 6 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>

議長	<p>ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 7 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
----	---